

市報第 4 号

横浜市営住宅条例の一部改正についての専決処分報告

横浜市営住宅条例の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、平成20年 3 月31日市長において次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成20年 6 月 5 日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月31日

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例第24号

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例

横浜市営住宅条例（平成 9 年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 1 項の支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項の支援給付を含む。）を受けている者

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。